

平成 28 年 5 月 24 日

各 位

会 社 名 株式会社ミライト・ホールディングス
代 表 者 代表取締役社長 鈴木 正俊
(コード番号：1417 東証第一部)
問 合 せ 先 取締役総務人事部長 十河 政史
(T E L 03-6807-3111)

業績連動型株式報酬制度導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社ならびに当社の子会社である株式会社ミライト、株式会社ミライト・テクノロジーズ（以下、「当社グループ」といいます。）の取締役および執行役員（社外取締役および非業務執行の取締役を除きます。以下、併せて「当社グループの役員」といいます。）に対する業績連動型株式報酬制度「株式給付信託」（以下、「本制度」といいます。）を導入することを決議し、本制度に関する議案を平成 28 年 6 月 28 日開催予定の第 6 回定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 導入の背景および目的

当社取締役会は、株主の皆様のご承認を頂くことを条件に本制度を導入することを決議し、本制度に関する議案を本株主総会に付議することといたしました。これは、当社グループの役員の報酬と当社業績および株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績ならびに企業価値の向上への貢献意識を高めることを目的としたものであります。

2. 本制度における報酬等の額および内容

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、当社グループの役員に対して、当社ならびに当社の子会社である株式会社ミライト、株式会社ミライト・テクノロジーズの取締役会が定める役員株式給付規程に従って、原則として当社株式が信託を通じて給付される業績連動型の株式報酬制度であり、当社グループの役員が当社株式の給付を受ける時期は、原則として当社グループいずれかの役員退任時とします。

(2) 本制度の対象者

本制度の対象者は、当社の取締役および執行役員、ならびに当社の子会社である株式会社ミライト、株式会社ミライト・テクノロジーズの取締役および執行役員とします。ただし、当社および当社グループのいずれにおいても社外取締役および非業務執行の取締役を除きます。

(3) 当社グループが本信託に拠出する金額の上限

当社グループは、平成 29 年 3 月末日で終了する事業年度から平成 31 年 3 月末日で終了する事業年度までの 3 事業年度（以下、当該 3 事業年度の期間、および当該 3 事業年度の経過後に開始する 3 事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）、およびその後の各対象期間を対象として本制度を導入し、当初の対象期間に関して必要となる株式を本信託が先行して取得するための資金として、389 百万円（内、当社取締役分 74 百万円）を上限として本信託に拠出いたします。

なお、当初の対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は各対象期間に、上記株式の取得資金として 389 百万円（内、当社取締役分 74 百万円）を上限として追加拠出を行います。

ただし、かかる追加拠出を行う場合において、当該追加拠出を行おうとする対象期間の直前の対象期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（当社グループの役員に付与されたポイント数に相当する当社株式で、株式の給付が未了であるものを除きます。）および金銭（以下、「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等の金額（株式については、直前の対象期間の末日における時価とします。）と追加拠出される金銭の合計額は、本株主総会で承認を得た上限の範囲内とします。

(4) 当社株式の取得方法

本信託による当社株式の取得は、株式市場を通じてまたは当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施します。

なお、当初の対象期間につきましては、本信託設定（平成 28 年 8 月予定）後遅滞なく、441,000 株を上限として取得するものとします。

(5) 当社グループの役員に給付される当社株式の具体的な内容

当社グループは、各事業年度に関して、当社グループの役員の役位に応じて付与する基準ポイントをもとに、連結業績を勘案して計算される数のポイントを当社グループの役員に付与します。

1 事業年度あたりのポイント数の合計は、147,000 ポイント（当社普通株式 147,000 株相当（内、当社取締役分 28,000 ポイント、当社普通株式 28,000 株相当））を上限とします。

なお、当社グループの役員に付与されるポイントは、1 ポイント当たり当社普通株式 1 株に換算されます（ただし、本議案の承認決議の後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当または株式併合が行われた場合には、その比率等に応じて、換算比率について合理的な調整を行います。）。

(6) 当社グループの役員に対する給付時期

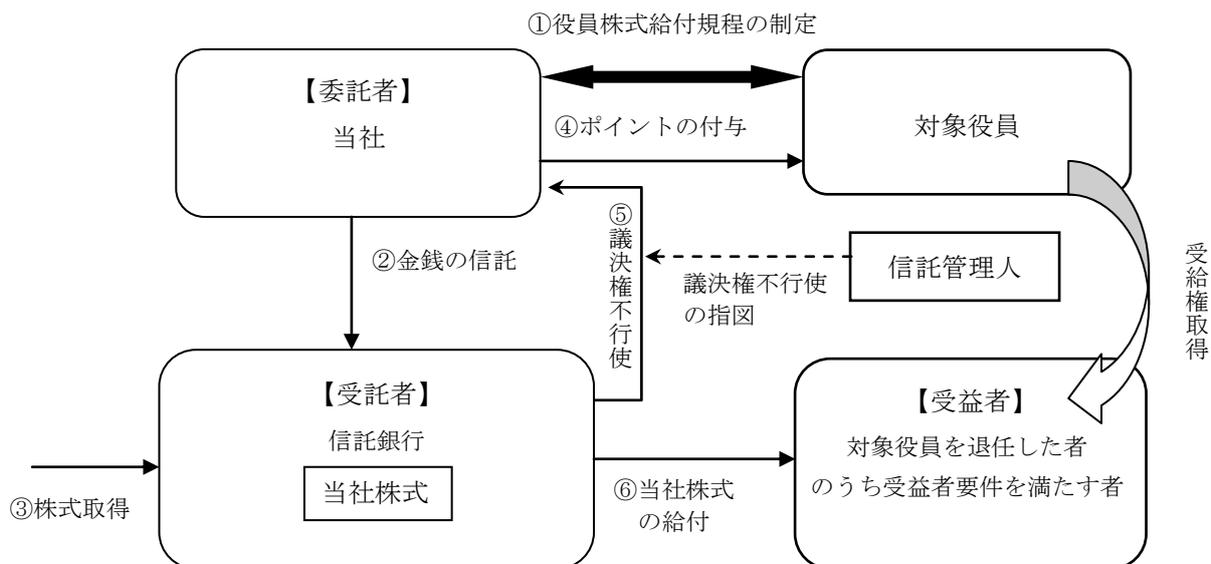
当社グループの役員が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該役員は、所定の受益者確定手続を行うことにより、退任時までに付与されたポイントを累積した数に応じた当社株式について、原則として退任後に本信託から給付を受けることができます。

(7) 信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。

<本制度の仕組み>



- ① 当社は、本株主総会において、本制度について役員報酬の決議を得て、本株主総会で承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、①の本株主総会決議で承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として、当社株式を、株式市場を通じてまたは当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 当社は、「役員株式給付規程」に基づき対象役員にポイントを付与します。
- ⑤ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式にかかる議決権を行使しないこととします。
- ⑥ 本信託は、対象役員を退任した者のうち「役員株式給付規程」に定める受益者要件を満たした者（以下、「受益者」といいます。）に対して、原則として当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。

【本信託の概要】

- ① 名称：株式給付信託
- ② 委託者：当社
- ③ 受託者：信託銀行（現時点では未定）
- ④ 受益者：当社グループの役員を退任した者のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たす者
- ⑤ 信託管理人：当社と利害関係のない第三者を選定する予定
- ⑥ 信託の種類：金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
- ⑦ 本信託契約の締結日：平成28年8月（予定）
- ⑧ 金銭を信託する日：平成28年8月（予定）
- ⑨ 信託の期間：平成28年8月（予定）から信託が終了するまで
（特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り信託は継続します。）

以上